

設置主体の変更に係る特定教育・保育施設の利用定員について

1 概要

子ども・子育て支援法等に基づき、次の施設型給付を受ける幼稚園（新制度幼稚園）から、学校法人設立に伴う設置主体の変更に係る利用定員の設定について確認申請があったことを受け、当分科会の意見を伺うもの。

※ 新制度とは、平成 27 年 4 月から始まった「子ども・子育て支援新制度」をいう。

【主な相違点】

- ・旧制度幼稚園：県の私学助成
- ・新制度幼稚園：市の施設型給付

子ども・子育て支援法（抜粋）

（特定教育・保育施設の確認）

第 31 条

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、第 72 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

2 利用定員の設定について

利用定員は、市長が、子ども・子育て支援法第 31 条の規定による確認を行う際に定めるものであり、認可定員と一致することが基本となる。

原則として、認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映して設定するものであるが、本件においては設置主体の変更に係る確認申請であり、現行の需給計画と同数で、かつ需給計画上で不足が生じない。

なお、当該幼稚園に係る設置主体の変更にあたっては、令和 8 年 3 月 27 日（適用日：令和 8 年 4 月 1 日）付で福島県が認可していることから、令和 8 年 4 月 1 日に遡及して告示を行う（こども家庭庁に確認済）。

項目	変更前（～令和 8 年 3 月 31 日）	変更後（令和 8 年 4 月 1 日～）
設置法人名	宗教法人日本聖公会 小名浜聖テモテ教会	学校法人聖公会 ひかりの子学園
代表者名	代表役員 林 国秀	理事長 中村 賢治
施設名称	聖テモテ幼稚園	聖テモテ幼稚園
施設長名	園長 齋藤 明美	園長 齋藤 明美

施設所在地	いわき市小名浜愛宕 16-2	いわき市小名浜愛宕町 16-2
変更日	令和 8 年 3 月 31 日	令和 8 年 4 月 1 日
福島県認可年月日		令和 8 年 3 月 27 日
収容（認可）定員 （※）	<u>140 人</u>	<u>70 人</u>
設定する利用定員 （需給計画の利用定員）	15 人 (15 人)	15 人 (15 人)

※学校法人設立に伴う福島県への認可申請に際し、園舎規模に沿った収容人数について併せて変更申請を行い、同様に令和 8 年 3 月 27 日付で認可。